

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
工事等の名称	階層型アドレス帳サービス利用
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	利用料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	3,300,000円
工事等の概要	Microsoft Teams 利用促進のため、職員情報表示サービスの導入及び利用
随意契約の理由	庁舎移転時の作業軽減や業務継続等を目的とした「庁内内線電話のデジタル」化を行うため、Microsoft365の本市テナント及び次世代PC等の設定変更を実施し、職員がMicrosoftTeamsを利用できる環境を整備した。本件は、MicrosoftTeamsの効果的な利用を目的として、MicrosoftTeamsのアドインとして利用が可能である、各ユーザ情報（名前、所属情報及び役職名等）を表示させるサービスの導入及び利用を行うものである。サービス利用にあたり、統合ネットワーク及び次世代型職員用パソコン、MicrosoftTeamsの環境を利用するため、以下の条件を満たしていることが必要である。 1、次世代型職員用パソコンの機器構成、機能、設定、セキュリティ対策、運用・保守の範囲を理解していること。 2、統合ネットワークの機器構成、設定、セキュリティ対策を理解していること。 3、Microsoft365の本市テナント環境の設定内容及び、MicrosoftAzure環境との連携を理解していること。

	4、障害発生時に原因を迅速に特定して、必要な回復措置を講じることが可能なこと。 5、重要な個人情報やシステム構成に関する情報に触れる機会があるため、個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーが遵守できること。 よって、本サービスの利用に係る事業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的な判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。 日本電気株式会社千葉支店にあっては、「松戸市統合ネットワーク関連機器賃貸借」及び「松戸市次世代型職員用パソコン賃貸借」などの構築事業者であり、松戸市ネットワークシステム及び次世代型職員用パソコンの環境及び設定作業等を熟知しており、最も適切な事業者であるといえる。 従って、本業務については、日本電気株式会社千葉支店を契約相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とすることが、適法かつ妥当であると思料する。 また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。
--	---